

## 第1章 計画の策定にあたって

---



# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

世界保健機構（WHO）では65歳以上の人を高齢者と定義していますが、現在、いわゆる団塊の世代と呼ばれる方たちが、順次その仲間入りをしています。その結果、高齢者人口は大きく増加していますが、高齢者であっても健康で元気な方は多く、仕事のみならず社会のあらゆる場面で活躍されているのを目にすることができます。

「人生100年時代」を前提に、豊かな人生を享受できる超高齢社会の実現を目指すためには、高齢者の知識・技術・経験が活かせる場や機会の確保と提供が今まで以上に重要な課題となりますが、高齢者福祉という面では、サービスの受け手だけでなく、高齢者自身がサービスの提供者となることに大きな期待が寄せられます。

こうした中、平成30年4月より施行される地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において、自立支援や重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組や、医療・介護の連携、地域共生社会の実現に向けた取組の推進などの地域包括ケアシステムの深化・推進と、介護保険制度の持続可能性の確保等が盛り込まれました。

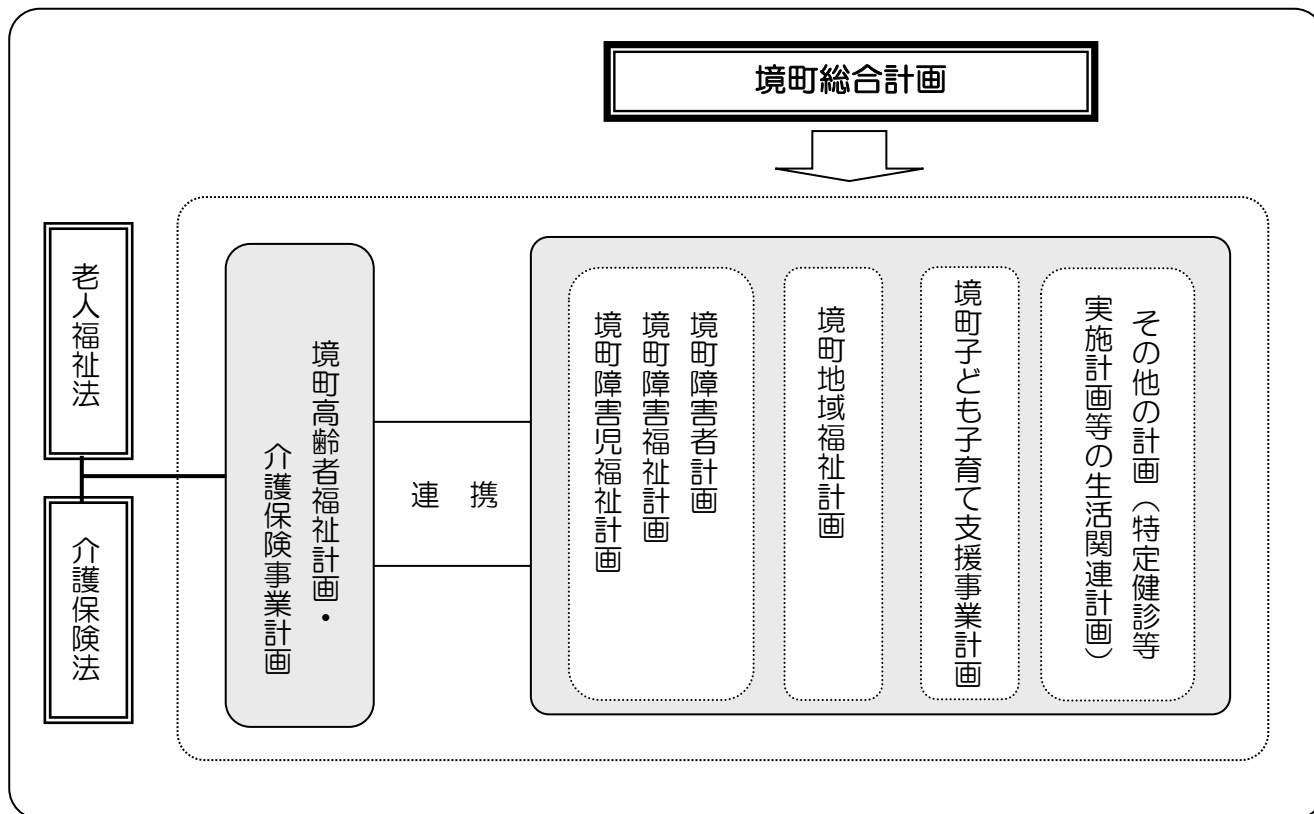
本町では、平成12年3月に「境町新老人保健福祉計画及び第1期介護保険事業計画」（当時）を策定して以来6期18年にわたって、介護保険事業の健全な運営を図るとともに、高齢者福祉施策の総合的な推進に取り組んできました。

前計画にあたる「境町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画」が平成29年度にその最終年度迎え、引き続き、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるように努めるべきことから、新たに「境町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」を策定することとなりました。

第7期計画は、団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年を念頭に、超高齢社会を乗り切るための最初の段階の計画として位置づけられ、その策定にあたっては、第6期計画の進捗状況や介護保険サービスの利用状況などの実績、さらには策定に向けて実施した各種の実態調査の結果から明らかになった高齢者の生活実態と意向等を踏まえ策定されるものです。

## 第2節 計画の位置づけ・他計画との関係

境町高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、境町総合計画の高齢者福祉部門を具現化した計画で、他の保健・福祉計画と連携及び整合しているものです。



## 第3節 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を、本町における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に作成しています。

高齢者福祉計画は、老人福祉法に基づき、老人福祉計画として位置付けるもので、高齢者福祉施策等を定めるものです。

介護保険事業計画は、超高齢社会に対応した施策に関する目標、介護保険サービス基盤整備及び第1号被保険者の保険料の基礎となる計画です。

## 第4節 介護保険制度の改正の要点

平成29年の介護保険法改正（「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」）に伴い、介護保険制度については、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、並びに地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」への取組が掲げられています。

### 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

以前より取り組んできた地域包括ケアシステムにおいて今期は「深化・推進」の時期と位置づけ、主に以下の3点の推進が求められています。

#### ① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けた仕組みを制度化して、データ分析に伴う介護保険事業計画の策定や、計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載すること、都道府県による市町村に対する支援体制の整備、財政的インセンティブ規定の整備、地域包括支援センターの機能強化、居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化、認知症施策の推進（新オレンジプラン※の基本的な考え方を制度上明確化）などが挙げられています。

※「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」

2015年に厚生労働省が取りまとめた認知症高齢者等の日常生活全体を支えていくための基盤となる施策です。「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指すため、次の7つの視点からの取組が掲げられています。

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 認知症の人の介護者への支援
- ④ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑤ 認知症に関する研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑥ 若年性認知症施策の強化
- ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

## ② 医療・介護の連携の推進等

経過措置期間が終了する予定となっていた介護療養病床については6年間の延長がなされる一方、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設となる「介護医療院」が創設されます。また、医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定が整備されます。

## ③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

地域共生社会の実現に向け、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念と、福祉の各分野における共通事項を地域福祉計画で位置付けるとともに、この理念を実現するため、市町村による地域住民と行政等との協働や横断的な関係機関との連携による包括的支援体制作りが求められています。

また、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度へ新たに共生型サービスが位置付けられます。

## 2 介護保険制度の持続可能性の確保

高齢者数や介護を必要とする方が今後増加することが見込まれる一方、介護保険料を納める世代が減少するなど、介護保険制度を長期的な視点から継続していくことが必要であることから、現在利用料の負担が2割となっている方のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割とすることや、介護納付金への総報酬割の導入などが実施されます。

## 第5節 計画の期間

介護保険事業計画は3年を1期とした計画期間です。

第7期計画の対象期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間とします。

また、「団塊の世代」が75歳以上（後期高齢者）を迎える平成37（2025）年を見据えた計画として策定しています。

年 度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32
境町高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画	第6期計画期間			第7期計画期間		

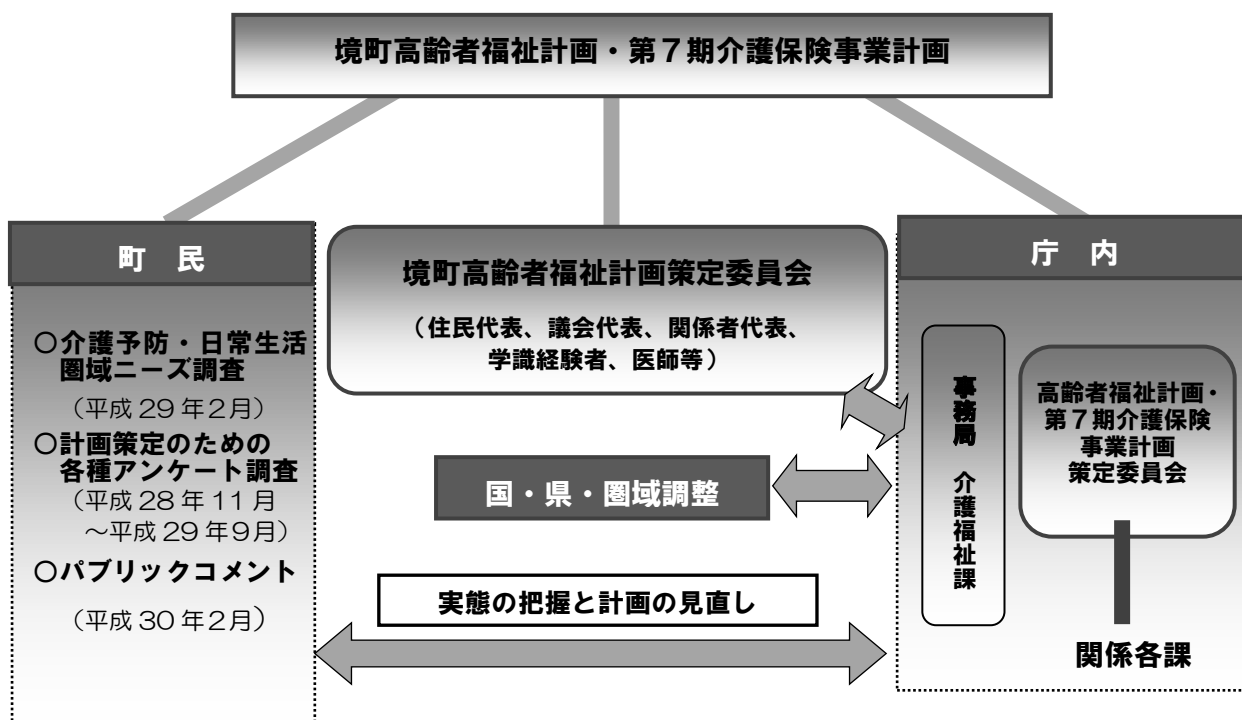
## 第6節 計画策定の体制

### 1 境町高齢者福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、境町高齢者福祉計画策定委員会を設置し、協議・検討を行いました。

委員の構成については、住民代表、議会代表、関係者代表、学識経験者、医師等からの幅広い参画により、策定に関する協議・検討と計画に対する意見や要望の集約を図りました。

■ 計画策定の体制図



## 2 高齢者実態調査の実施

本計画を策定するにあたり、その事前調査として、町内の高齢者の生活実態や地域の課題等を的確に把握・分析し、本計画において、高齢者のニーズに沿った高齢者福祉施策の推進並びに介護サービスの導入を図ることを目的に実施しました。

### (1) 調査対象者及び調査方法

調査名	調査対象	対象者数	配付・回収
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護（支援）認定を受けていない 65歳以上の町民（無作為抽出）	1,200人	郵送配付・ 郵送回収
②在宅介護実態調査	要介護認定「要介護」で在宅の町民	219人	認定調査員による 聞き取り調査
③介護支援専門員調査	サービス提供地域に境町が含まれる 居宅介護支援事業者の介護支援専門員	10人	郵送配付・ 郵送回収
④サービス提供事業者調査	境町及び境町の近隣で事業を展開する サービス提供事業者	20か所	郵送配付・ 郵送回収

### (2) 調査期間

- ①：平成29年2月27日（月）～平成29年3月31日（金）
- ②：平成28年11月15日（火）～平成29年5月31日（水）
- ③・④：平成29年8月23日（水）～平成29年9月8日（金）

### (3) 回収数と回収率

調査名	対象者数	有効回収数	有効回収率（％）
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,200人	866人	72.2
②在宅介護実態調査	219人	210人	95.9
③介護支援専門員調査	10人	8人	80.0
④サービス提供事業者調査	20か所	16か所	80.0

## 3 パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、施策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、町民等からの意見及び情報の提出を受け、これらに対する町の考え方等を公表することを目的に、パブリックコメントを実施しました。

- 受付期間 平成30年2月1日～平成30年2月14日
- 受付方法 インターネット、郵送、FAX、持参
- 受付件数 1件